

ナポレオン体制期の市町村長と地方統治構造 ——オート・ピレネー県の事例——

藤原 翔太

1800年2月17日、統領政府はフランス全土の区画および行政に関する法律を定め、地方行政制度の中央集権化を推進・強化する抜本的改革に着手した。しかし、同法はまた、コミューン制を再導入することで、地方自治制度を復活させていた。このことは、これまであまり注目されてこなかった点である。なぜ一般に「中央集権的」と形容されるナポレオン体制は、一定の地方自治の再建が必要であると考えたのだろうか。本稿では、この問題に答えるために、オート・ピレネー県を事例に、当時、コミューンの代表者であり、かつ中央権力の代理人として、職務の二重性を帯びていた市町村長に焦点をあてることで、ナポレオン体制期の地方統治構造を検討したい。

従来、ナポレオン体制期の市町村長には、しばしば否定的な評価が与えられてきた。中央当局の命令を前にした、農村地域の市町村長の「無能力」や農村住民との共謀が繰り返し主張されたのである。当然、県知事や郡長、さらに中央政府は、農村地域の市町村長に関するこれらの問題を十分に把握していた。そこで、県行政当局はまず、コミューンよりも規模の大きい小郡ごとに、有給の市町村長を配置することを提案した。しかし、中央政府は県行政当局の提案を退け、コミューン制を維持することに固執した。ナポレオン体制期には、あくまでコミューン制に基づく地方統治が重視されていたのである。それでは、地方統治構造の要として構想される市町村長は、いかなる基準に従って選任されたのだろうか。本稿ではまず、この点を市町村長歴任者の経歴から分析した。その結果、小郡庁所在地の市町村長と一般コミューンの市町村長の間には、社会的階層差が存在することが明らかになった。

さらに、市町村長の行政実践に目を向けると、農村地域の市町村長の諸問題に対する県行政当局の独自の解決方法が浮かび上がる。むろん、地域差は見られたが、ピレネー地方のような経済的・文化的辺境地域では、行政の重要事項は主に小郡レベルで展開されていた。このことはコミュニ

ン制を有名無実にしようと意図したものではない。むしろ、各小郡庁所在地の市町村長職に中名望家層を配置し、彼らの小郡内での影響力を媒介することで、一般コミューンに配置されたより下層の市町村長を指導させたのである。このことから、コミューン制は、中央集権的かつ階層的な秩序の中に、地方権力を統合するために導入されたことが想定される。